

企業会計基準委員会 御中

平成 25 年 3 月 15 日

日本郵船株式会社

「企業結合に関する会計基準（案）」及び関連する他の会計基準等の改正案について、弊社としてのコメントを以下の通り申し上げます。

記

総論

- 今回の改正案の多くは、国際的な会計基準との比較可能性を論拠としたものと理解しているが、財務諸表の利用者にとって、必ずしも国際的な会計基準の処理・表示が日本基準と比べて有用であるとは限らない。
- 特に、財務諸表の利用者にとって影響の大きい当期純利益の表示については、国際的な会計基準との比較可能性のみを理由として日本基準を改正すべきではないと考える。

【連結財務諸表に関する会計基準（案）39 項】当期純利益の表示方法について

- 当期純利益の表示については、現行どおり、非支配株主に帰属する利益を除いて表示すべきであると考え、非支配株主に帰属する利益を含めて当期純利益として表示すること（以下、「本案」とする）には、以下の観点から反対する。

1. “利益”の概念との乖離

- 社会通念として認識されている“利益”とは、投資家にとっては実質的に請求可能なものに限られ、会社にとっても投資した結果として稼得されたものに限られているはずであり、当該“利益”の範囲を超えるものを当期純利益と称して表示すべきではない。
- 財務諸表の主たる利用者である親会社投資家にとっての当期純利益とは、非支配株主持分も含めた企業集団全体の業績評価のための指標ではなく、自らの投資成果を示すものでなければならない。
- 財務諸表の作成者であり、企業集団を経営する親会社にとっての利益の観点からも、当期純利益に投資先への出資割合が考慮されていない本案は、経営管理実態と著しい乖離がある。
- さらに、財務会計の概念フレームワークにおいて、純利益は「報告主体の所有者に帰属する部分」と定義されていることとも矛盾する。

2. 親会社説をとる我が国会計基準との整合性

- 日本基準では、経済的単一体説の概念を一部取り入れつつも、基本的には親会社説の立場を維持しており、本公開草案においても「我が国が重視する親会社投資の視点」との表現を残している。
- 利益に非支配株主持分を含めて開示することは、親会社説の立場から経済的単一体説へ大きく舵を切るものと考えられるが、このような大きな転換を「国際的な会計基準との比較可能性」という論拠を主として行うべきではない。

- また、BS 上の表示については、今回の公開草案でも非支配株主持分は、引続き“純資産”の部に表示することとされており、資本と表示される訳ではないにもかかわらず、PL 上の当期純利益には非支配株主持分を含めて表示することはバランスを欠く。

3. 現行の表示でも国際的な会計基準との比較可能性は確保されている

- 現行においても、国際的な会計基準における「当期純利益」に該当する利益は「少数株主損益調整前当期純利益」として段階表示されており、比較可能性は確保されている。
- 「少数株主損益調整前当期純利益」という表現は、当該利益に非支配株主持分が含まれていることが明確に示されており、国際的な会計基準により作成された財務諸表の当期純利益と比較する上で支障はない。

4. 産業界の要請に対する対応

- 公開草案における結論の背景には、「平成 21 年論点整理へのコメントや当委員会の審議においては、（中略）当期純利益には非支配株主に帰属する当期純利益を含めて表示することにより、比較可能性を図るべきという意見が多くみられた」との記載があるが、平成 21 年論点整理へのコメントには、反対意見も複数あった。
- 産業界には本案表示に対する反対意見も多いことが伺えるが、反対意見を踏まえた十分な議論及び啓蒙がなされていないように見受けられる。

以上